住所　沖縄県浦添市城間４丁目８番５―301号
　ケオキ・カール・スローン・テルヤ　昭和57年４月15日生
住所　神戸市中央区割塚４丁目２番２号
　呉尚珍　昭和57年１月13日生
住所　大阪市城東区森之宮２丁目６番1447号
　梁潤華　昭和53年４月６日生
住所　大阪市生野区巽南１丁目17番10号
　梁恭榮　昭和41年１月７日生
　金昌子　昭和44年10月21日生
　梁佳瑚　平成８年２月６日生
　梁理加　平成10年３月９日生
　梁傾太　平成12年７月14日生
住所　大阪府八尾市神宮寺５丁目171番地
　尹星在　昭和51年10月14日生
住所　大阪府泉北郡忠岡町忠岡東１丁目38番１―209号
　陳房子　昭和10年８月24日生
住所　大阪府八尾市東山本町８丁目６番23号
　文咲子　昭和55年１月31日生
住所　大阪市城東区鴨野西２丁目８番34―804号
　文育子　昭和56年７月16日生
住所　千葉市稲毛区小中台町414番地
　来敏　昭和52年６月３日生
　劉耘兵　平成21年８月９日生
住所　山梨県甲府市下河原町３番47―504号
　于元元　昭和63年７月28日生
住所　札幌市豊平区美園９条３丁目１番23号
　崔昌吉　昭和52年５月19日生
住所　札幌市厚別区厚別南１丁目２番10―1101号
　金哲勇　昭和44年２月28日生
　金可允　平成20年８月４日生
住所　富山市上冨居２丁目12番８―203号
　鄭智美　昭和58年５月６日生
住所　富山市田中町４丁目13番30号
　鄭愛美　昭和60年５月28日生
　鄭英雄　昭和63年５月18日生
住所　奈良県大和高田市大中南町２番39号
　姜伸世　昭和55年７月27日生
住所　長野市松代温泉287番地
　アルン・シュレスタ　昭和48年11月15日生
住所　さいたま市北区宮原町３丁目594番地４
　劉佳音　平成元年７月22日生
住所　静岡市駿河区手越原183番地７
　權海俊　昭和23年３月28日生
住所　福岡市博多区板付３丁目23番210号
　孫静春　昭和29年５月14日生
住所　福岡市博多区美野島３丁目20番10―616号
　姜瑩　昭和53年12月１日生
住所　長野県南佐久郡南牧村大字板橋72番地
　スヒリ・ヒラガ　昭和46年９月14日生
住所　山形県新庄市金沢2146番地４
　劉麗娟　昭和52年12月９日生
住所　石川県金沢市北安江４丁目５番１号
　高英雄　昭和43年12月10日生
　趙美穂　昭和47年５月６日生
　高承希　平成10年12月14日生
　高果子　平成14年９月29日生
住所　長崎市新地町11番18号
　翁由華　昭和42年10月１日生
　江真央　平成13年８月６日生
　江真多郎　平成14年８月７日生
　江純平　平成17年８月２日生
住所　新潟県糸魚川市大字田伏926番地44
　梁紅英　昭和40年３月31日生
住所　石川県金沢市西都１丁目254番地
　陳小榮　昭和49年５月20日生
住所　京都市中京区壬生相合町18番地１
　李香美　昭和47年６月27日生
住所　福岡市中央区地行４丁目６番16―202号
　金敏貴　昭和43年９月25日生
住所　福岡市中央区大濠２丁目８番20―601号
　孫光伸　昭和45年８月30日生
住所　神戸市須磨区竜が台２丁目１番地
　李丹丹　昭和57年５月５日生
住所　岐阜県中津川市千旦林2574番地３
　洪艶　昭和53年３月１日生
住所　大阪府池田市建石町１番６号
　呂静　昭和55年２月３日生
住所　東京都三鷹市下連雀３丁目29番９―903号
　南慧麗　昭和53年２月26日生
住所　神戸市東灘区向洋町中２丁目１番地
　韓治美　昭和38年８月８日生
住所　神戸市須磨区若草町１丁目２番地５
　朴智弘　昭和42年３月31日生
住所　神戸市中央区元町通６丁目２番14―611号
　王暁偉　平成元年５月24日生
住所　神戸市灘区摩耶海岸通２丁目３番６―704号
　何漫莉　平成21年10月26日生
住所　兵庫県明石市鳥羽1480番地22
　李一也　昭和50年11月20日生
住所　岩手県奥州市前沢区駅東２丁目９番地６
　劉岩　昭和43年９月26日生
住所　大阪市都島区都島南通２丁目４番15号
　ヒバンジェリン・ラバピヒ・ウラ　昭和37年９月25日生

○農林水産省告示第千百十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十三年六月七日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　福岡県朝倉市杷木大山字獺口六二四

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県庁及び朝倉市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千百十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十三年六月七日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　福岡県筑紫野市大字平等寺一八一九の一

二　指定の目的　水源のかん養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県庁及び筑紫野市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千百二十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十三年六月七日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　福岡県うきは市吉井町富永字竈懸二五〇九の八、二五〇九の一三、二五〇九の九（次の図に示す部分に限る。）

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県庁及びうきは市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千百二十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十三年六月七日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　福岡県北九州市門司区大字畑字タンノ木二三六五の一（次の図に示す部分に限る。）、字岩ナメリ二四七五（次の図に示す部分に限る。）

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県庁及び北九州市役所に備え置いて縦覧に供する。）